

第 72 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 72 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 7 年 5 月 13 日（火） 9：59～11：58

会場：農林水産省畜産局 第一会議室

（本館 6 階ドアNo.632、ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- （1）ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定することについて（答申）
- （2）ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について（答申）
- （3）家畜伝染病対策の強化の方向性
- （4）その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員名簿

資料１－１ 牛豚等疾病小委員会におけるランピースキン病の政令指定等に関する審議
について

資料１－２ ランピースキン病の政令指定等に対する都道府県の主な意見及び考え方

資料２ 家畜伝染病対策の強化について

資料３－１ 豚熱清浄化ロードマップの政策について

資料３－２ 豚熱清浄化ロードマップのイメージ

参考資料 第71回家畜衛生部会 諮問文

午前9時59分 開会

○渡邊調査官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第72回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御対応いただきまして誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を務めます消費・安全局総務課の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から挨拶を申し上げます。

○安岡消費・安全局長 おはようございます。消費・安全局長の安岡でございます。

委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、本日もお時間を頂きまして大変ありがとうございます。本日、第72回の家畜衛生部会ということで開催に当たって一言御挨拶を申し上げます。

今日の課題は大きく分けて二つでございます。

一つ目は、ランピースキン病についての政令指定についてということでございます。御案内のとおりランピースキン病については昨年11月に我が国で初めて発生ということで、福岡、そして熊本で発生いたしました。その後、自主淘汰、そしてワクチン接種をしていたいたおかげで、現在国内において発症牛はないという状況でございます。

しかし、ベクターである吸血昆虫の活動がこれから盛んになってきている時期でもございます。引き続き農場における発生を確認していくということ、さらには吸血昆虫対策をはじめとして発生予防対策をしっかりとやっていくということが重要だろうと思っております。

一方において、今日の議論でございますけれども、昨年発生した際には基本的には自主的な取組ということで淘汰していただいていたということで、なかなか十分な防疫措置が取り切れずに、やはり感染力が強いこともあって感染が拡大したといった御指摘がありました。

今回、政令指定をするということで家畜伝染病予防法上の家畜伝染病という扱いと同程度の扱いにする。すなわち殺処分などのそういった命令ができるようにするというものについて、今日は御議論いただくということが一つ目でございます。

二つ目については、家畜伝染病対策の強化の方向性ということで、今日は御報告をさせ

ていただきます。

一つは鳥インフルエンザでございます。今シーズン、間もなくほぼ終わりの時期に来ていますが、これまでのところ51事例、そして932万羽という殺処分の数になっています。過去でいうと3番目の殺処分数ということになっております。

特に1月に、養鶏の集中地域において連続発生を来したということが大きな課題でございます。今後、こうした今年の結果を踏まえてどうやってこういう地域の連続発生を抑えていくのか。さらには大量のやはり大規模なところでの殺処分がどうしても多くなってしまうところをどうやって減らしていくのかということは非常に大きな課題でございます。

今シーズンの様々な経験を基にこれからやはり鳥インフルエンザの対策パッケージをまとめていきたいと考えております。飼養衛生管理を更にどうやって徹底するか。さらには分割管理をはじめとした大規模な農家における殺処分をいかに減らしていくのか。さらには、技術的な進展もしている予防的なワクチン接種の利用、そういったものについても検討を進めていきたいと考えております。これから専門家の皆さんの検討を進めていただければと考えております。

もう1点は豚熱についてでございます。

最近の状況を申し上げますと、4月11日に宮崎県で野生で初めて、野生イノシシで豚熱が確認されたところでございます。南九州では初めての例ということで、我々としても養豚の集中地域での発生ということで非常に警戒を深めているところでございます。

今年に入ってから千葉県であるとか更に群馬県で発生が続いているところでございます。そういう意味では豚熱についても引き続き警戒を強めていかなければいけないと考えているところでございます。

一方で、平成30年に豚熱が再発生してから7年目を迎えようとしております。そういった中でやはりこれから今後の清浄化に向けた道筋を示してほしいといった声が現場からもあるということでございますので、私どもとしては今後の清浄化に向けた道筋、ロードマップを定めていきたいというふうに考えております。

マーカーワクチンをはじめとした技術の進展も見られますので、そういったものの導入を踏まえてどう進めていくのか。さらには殺処分の範囲の見直しなども含めてトータルの道筋をこれから定めていくということでございますので、こういった点についてこれから御審議を進めていただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、委員の皆様方には専門的な見地から忌憚のない御意見、そして御議論をお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○渡邊調査官 ありがとうございます。

報道関係者の皆様におかれましては、撮影はここまでとなりますので御退出をお願いいたします。

なお、ウェブでの傍聴は引き続き可能であることを申し添えます。

現在、家畜衛生部会の委員の数は20名でありまして、本日はウェブでの御出席も合わせて、すみません、ちょっと音声が入ってないということで……。

続けさせていただきます。

家畜衛生部会の委員の数は20名でございまして、本日は、ウェブでの御出席も合わせて、17名の委員の先生に御参加をいただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数であります3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております農林水産省の出席者の紹介をさせていただきます。

消費・安全局長の安岡でございます。

○安岡消費・安全局長 よろしく申し上げます。

○渡邊調査官 審議官の郷でございます。

○郷審議官 よろしくをお願いいたします。

○渡邊調査官 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊調査官 動物衛生課家畜防疫対策室長の大倉でございます。

○大倉家畜防疫対策室長 よろしくをお願いいたします。

○渡邊調査官 動物衛生課課長補佐の加茂前でございます。

○加茂前課長補佐 よろしく申し上げます。

○渡邊調査官 動物衛生課課長補佐の岡村でございます。

○岡村課長補佐 よろしく申し上げます。

○渡邊調査官 動物衛生課家畜衛生専門官の高山でございます。

○高山専門官 よろしくをお願いいたします。

○渡邊調査官 本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。お配りしている資料は議事次第、それから委員名簿に加えまして資料の１－１から１－２、資料２、資料３－１から３－２を使用いたします。このほかに非公表、参考の資料も配布しております。こちらは説明の中で必要に応じて使用いたします。お手元がない資料などがございましたらお申し付けください。

それでは、早速議事に入ります。

ここからは、議事進行を稲垣部会長にお願いしたいと思います。

○稲垣部会長 稲垣です。よろしくお願いいたします。

まず、議事（１）ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定することについて及び議事（２）ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について、資料１－１に沿って、牛豚等疾病小委員会における審議結果について津田委員長さんから御報告をお願いいたします。

○津田臨時委員 それでは、資料１－１に沿いまして、牛豚等疾病小委員会におけるランピースキン病の政令指定等に関する審議について、御説明申し上げます

まず、審議概要でございますが、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条に基づき政令で指定すること等について、令和７年４月10日に開催されました第101回牛豚等疾病小委員会において審議いたしました。

以下の項目を中心に確認いたしました。

一つ目、ランピースキン病を法第62条に基づき疾病の種類として政令で指定すること。
２、ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正を行うこと。３、ランピースキン病以外の疾病について、家畜伝染病と同程度の措置を行えるようにすべき疾病の有無についての審議です。

委員からは、不顕性感染についての対応をどのように対応するのか。また、ワクチン接種した場合の副反応とワクチン接種農場における感染牛をどのように見分け、対応するのか、等の意見がございました。

審議結果、委員からの意見に対し、事務局の方から具体的な防疫対応については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改正する中で、専門家の意見等を踏まえ整理する旨の回答を行いました。

上記を踏まえ、本委員会としては以下のとおり審議結果を取りまとめたので報告いたします。

1、ランピースキン病の防疫対策を強化するため殺処分の命令等、家畜伝染病に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう法に基づき新たな政令を制定し、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定することについて了承する。

2、農場内の全ての家畜のと殺を基本とする法第16条ではなく、感染した家畜及び疑いのある家畜の殺処分を基本とする法第17条第1項第1号及び第2号の規定を準用するとともに、ワクチン接種、移動制限など同条に規定する他の疾病と同程度のまん延防止措置を行えるよう法第62条に基づき法の一部を準用する政令を制定することについて了承する。

3、ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について了承する。

4、ランピースキン病以外の疾病については、家畜伝染病と同程度の措置を行えるようにすべき疾病は現時点ではないと考える。ということでございます。

以上でございます。

○稲垣部会長　ありがとうございました。

次に、家畜伝染病予防法第62条に基づき疾病の種類等を指定する政令（案）について、及びランピースキン病の政令指定等に対する都道府県の主な意見及び考え方について事務局から御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長　それでは、資料1－2について説明させていただきます。

まずは、資料1－2を御覧いただければと思います。

政令指定に対して都道府県に意見照会を行っております。1回目、家畜衛生部会の方で諮問させていただきました3月26日以降、意見照会を行いまして、4月11日まで各都道府県に意見照会を行いました。

その結果、主な意見としまして、以下に示す意見がございまして、当方の考え方と併せて御紹介させていただきます。

意見①でございます。ランピースキン病については、家畜伝染病予防法第62条の政令指定ではなく、法第17条の対象疾病として継続的に対応すべき、という意見です。この意見はかなり複数の県から意見を頂いております。

考え方ですけれども、本病については、今後も我が国で発生するリスクが想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる時期に向けて発生初期から強制力のある措置を行えるように

するため、取り急ぎ政令指定を行う必要がある。法第17条の対象疾病として位置付け、継続的に対応することについては、引き続き検討してまいりたい、と考えてございます。

意見②でございます。①とは逆のスタンスの意見でございます。

昨年の発生は、福岡県・熊本県の2県で食い止められており、次の発生があってもそれらの知見により迅速な対応ができると思われることから本病に対し、殺処分など強制力のある措置を行えるようにするのは時期尚早ではないか。

これにつきまして、考え方ですけれども、本年3月にランピースキン病対策検討会、同年4月に牛豚等疾病小委員会を開催し、専門家から感染拡大を防ぐためには発生初期から強制力のある措置を行うことが必要との見解が示されたところでございます。これを踏まえ、次の発生に向けてできる限りの体制を構築してまいりたいと考えてございます。

この意見については、1県のみ意見でございました。

意見③でございます。本病を政令指定する場合、殺処分の対象は発症牛に限るべき、ということです。

考え方でございます。本病については、発症牛を対象として検査を実施し、患畜又は疑似患畜となったもの、これについては発症しているものというふうに考えてございますけれども、それを法第17条に基づき殺処分することを想定している。詳細については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改定し、規定する予定である。

これは先ほど津田委員長から報告があったとおり、全頭殺処分をするような16条ではなく、患畜あるいは疑似患畜の殺処분을基本とする法第17条の規定を準用するという考え方に基づいてございます。

意見④でございます。政令指定により法第17条に基づく殺処分を行う場合、殺処分した牛への補償についても併せて考えるべき、との意見でございます。

これに対しては、法第17条に基づく殺処分、この17条を準用して殺処分を行った場合には、他の17条疾病と同様に法第58条に基づいて、患畜は評価額の3分の1、疑似患畜は同じく評価額の5分の4の手当金が交付されることとなっております。

患畜及び疑似患畜の定義については、今後、ランピースキン病防疫対策要領改定の中で、専門家において議論していただいた上で規定する予定でございます。

最後、意見⑤でございます。殺処分に加え、法第31条に基づく発生農場等への緊急ワクチン接種を行えるよう措置するべき、とのことです。

これに対しては、法第31条についても政令で指定し、準用できるように指定したいと考えてございます。発生農場等への緊急ワクチンが行えるよう措置することとしたい。今現在行っているのは法第6条に基づいて行うワクチン接種、これは告示を行った上でやるんですけれども、31条というもっと強制力のあるワクチン接種命令が行えるようにすることと考えてございます。

それから、もう1点、届出伝染病からの削除についても併せて意見照会を行いましたけれども、これについては特段の意見がございませんでした。

(政令で準用する規定の内容について口頭で説明)

私からの説明は以上になります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件について、委員の皆様からの御意見や御質問をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小田委員さん、お願いします。

○小田臨時委員 御説明いただいた中身は分かりやすく、理解できました。ありがとうございます。

1点、ちょっと確認というか質問なんですが、この資料の中にもございます牛豚等疾病小委員会のところの関係で、今後具体的な防疫対応については防疫対策要領を改正する中で整理するという記載がございます。先ほど来、説明の中にもありましたとおり、暖かくなってきてこれから正に吸血昆虫がまん延していくような時期になるので、その辺の具体的な中身というものがどのようなスケジュール感で整理されていくのかということが、もしお手元にございましたら教えていただければ有り難いです。

○稲垣部会長 事務局の方、よろしいですか。

○大倉家畜防疫対策室長 スケジュール感は、これは諮問のときに大まかなスケジュールというのをお示しさせていただきましたけれども、もし本日これで答申を頂けるということになれば、この後、まず政令指定については7月上旬に公布、7月下旬をめどに施行という流れを考えてございます。それに合わせまして、その施行までの間に防疫対策要領、実際の運用の詳細について、ランピースキン病の検討会という別途専門家の組織がございますけれども、そこで御審議していただいた上で、防疫要領を改正してその施行に間に合うような形でお示ししたいと思っております。

○小田臨時委員 7月下旬の施行を目指して、今取り組まれるという。

○大倉家畜防疫対策室長 政令の改正自体が7月下旬めどで、その施行に合わせた形で防疫要領の改定を進めるということです。

○稲垣部会長 ほかの委員さんはいかがでしょう。

日高委員さん、お願いします。

○日高臨時委員 今回、このランピースキン病に対する都道府県の意見というのが結構17条のままでいいのではないかというふうな、後ろ向きといたら失礼ですけども、国が考えているよりも都道府県の方々の意見というのがちょっと今までないぐらいに意見が結構あったというのをこれを見て思うんですけども、それともう一つ、福岡県であったときの自主淘汰、やはりこれを拒否された農家というのが結構あったということなんですか。

この2点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○稲垣部会長 事務局、よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 県からの意見、ちょっと数の方は明示的にお示ししておりませんでしたけれども、政令指定というよりは一足飛びにも法的に17条に位置付けたらどうかという意見は複数の県からございました。

ただちょっとそこの法律を改正するというのは当然ながら時間も要するというものでございますので、まずは暫定的に政令指定というプロセスを用いまして、法定伝染病と同等の措置をとれるということをまずやりたいと思ってございます。その後、法律上位置付ける必要があるかどうかを改めて検討した上で、その後の対策を考えたいと考えております。

これについては、肯定的な意見というふうに我々受け止めております。県からの17条にすべきというのは。その17条にすることと同等の措置が行えるということなので、実効性については同じだけのことができるかなと考えております。

2点目の福岡での事例でございますが、実際に殺処分に応じただけなかった事例というのはございまして、数をいうと230頭の発症牛ございましたということで、前回の諮問のときにも説明させていただきましたけれども、230頭の発症事例のうち実際に自主淘汰に応じたのは90頭の淘汰をしていただいて、140頭が経過観察といいますか、その後陰性を確認した上で生乳出荷に復帰するというような形でやってございます。

実際には殺処分をせずに残った感染牛、感染から復帰した形で継続的に使用されている

牛がいた。ただ、結果的にはそういった牛が感染源になったのではないかということになり、周辺地区での水平的な感染を招いたのではないかということで、今回、殺処分をするような強制的な措置が必要であるという流れになってございます。

○日高臨時委員 結局、これ、回復するわけですよね。やはりこういう場合にはなかなか対応というのが難しいのかなと思うのが1点です。

それともう1点は、これは福岡のやつは疫学調査とかそういうのをやったんですかということです。もう1点がこれはワクチン接種をこれから先どのように国としては考えていくのかということです。この3点をお聞きしたいと思います。

○稲垣部会長 事務局、よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 1点目の回復する病気というのはそのとおりでございまして、おおむねこの病気について死亡率は低いと言われていて、大部分は回復するということで言われておりますけれども、ただその回復する期間が数か月、あるいは病変の完全な治癒というのは年単位でかかるとも言われております。

その間、当然経済動物ですので、生乳の出荷、あるいは子牛の産出、肉牛としての出荷という経済行為がその間可能かどうかということを考えなければならないと思っております。ですので、病気そのものの治癒ということと、経済活動が持続的に可能かどうか、あるいはそれが周りへの伝播、そういったものを広げてしまうかどうかということ考えた上で、防疫措置というのは考えるべきかと思っております。

ですので、病気単体で見れば確かに個体ベースで見れば治癒はする病気であるかもしれませんが、継続的な経済活動を行うことが妥当かどうかという点で防疫措置というのを考えるということになると、これはやはり早期の殺処分をすることで封じ込めをするということが適切ではないかということを考えてございます。

それから、2点目の疫学調査を行ったかということですけれども、これは動物衛生研究部門の疫学の専門家とかにも現地に数回入っていただいて、いろいろ検証していただいております。

昨年12月26日に行ったランピースキン病の検討会の中でも一定程度そういった検証の結果と提言を取りまとめてございまして、その中でまず日本にどう入ったのかということと、入った地域でどうやって広がったのかということ、面的に広がったところ、それから飛び火した形で広がったところということでの見解を頂いてございます。

おおむねこれまで言われていたとおりの吸血昆虫による媒介が主であろうということ、飛び火したところは吸血昆虫が直接というよりも人、車両の中に入ったりなどして持っていった可能性もあるということで、それぞれその吸血昆虫対策、あるいは車両での防虫剤の散布、そういった対応についても御提言を頂いているところでございます。

それから、3点目のワクチン接種の考え方ですけれども、これはまた今後防疫対策要領の改定の中で改めて専門家の議論を頂きたいと思ってございますけれども、現行の要領の中での考え方は飽くまでも発生した場合の周辺での緊急的なまん延防止のワクチン接種という考え方でございまして、その考え方自体は踏襲していった方がいいのかということを現時点では考えてございます。具体的な打ち方についてはまた専門家の議論を頂きたいと思っております。

○日高臨時委員 すみません、何回も。それと韓国の方で広がりましたよね。ワクチン接種もしていたけれども、それでもなかなか収まらなかったという事例があるわけですが、これから先、言われるように吸血昆虫うんぬんということで広がる可能性があるということもあると思いますけれども、その辺りの対応の仕方というのが、韓国を例にとつてどのように日本ではこの対策というのを広がっていった場合にやるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○稲垣部会長 事務局、よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 韓国での対応、我々もよく情報は収集していたんですけれども、一旦韓国では最初に23年に発生したときに、一度浸潤がかなり進んだ状態で初期には見つかったということもあり、全面的なワクチン接種を行ってございました。

その後、発生自体は一旦収まった形にはなりましたが、再度また2024年度に発生を見たというところでございます。ただ、ワクチンを継続的に韓国は打ってございまして、24年末を最後にその後の発生というのは見られておりません。ということで、韓国自体もコントロール自体はできているのかなと思ってございますけれども、一部部分的に接種不十分と思われる事例での発生というのが見られているという状況かと思えます。

ちょっと我々がそれについてどうするのかということですが、もちろん韓国での流行状況を踏まえた上で、先ほどちょっと触れましたけれども、予防的な全面接種みたいなところはちょっとなかなか難しいかなということと、これは人的な面、コスト面とかもいろいろ踏まえた上で、発生した際の緊急接種ということを中心に現時点では考えてござ

います。

あとは封じ込めについては、先ほどの政令指定ということになりまして、法的なツールも増えたということで、強制力をもった殺処分ということ、移動制限、そういったものを組み合わせた上で、総合的な防疫対策を行うことでの封じ込めを考えております。

○沖田動物衛生課長 補足です。基本的な考え方として、韓国の発生の状況、1回全面的にワクチンを打ったけれども、また再発して小規模ではあったけれども再発、ワクチンを打っている状態でも再発するということを考えますと、基本的な考え方として、今回答申していただいて政令で指定することができれば、初期の段階で早くたく、これが基本だと思っています。

ですので、ワクチンはもちろん広がったときにはワクチンというのは有効なツールだと思っていますけれども、まずは広がらせないこと。そのための対策をやるのが基本だと思っています。その辺のところは防疫対策要領を改正する中で明記しながら、早くたくことが一つ大事。それから、出さないための予防の対策、吸血昆虫対策、こういったものをしっかりやるということが基本だろうというふうに考えています。

○稲垣部会長 ほかの委員、いかがでしょうか。

加藤委員さん、お願いします。

○加藤臨時委員 焼却等の義務について説明があったんですけども、その説明の中に牛乳もという話で焼却の対象ですという説明がありましたが、実際問題、どのようにそれを考えていますか。牛乳を焼却するというのは、ちょっと僕には理解できなかったんですけども。

○稲垣部会長 よろしいでしょうか、事務局の方。

○大倉家畜防疫対策室長 生乳の処理については、これは通常、例えば乳房炎、ほかの病気でも様々、廃棄するような場面というのが生じてくるかと思っています。

今までの届出伝染病の場合は28日間経過して、PCR検査をして陰性であればまた生乳出荷できるというような形で現行の要領は定められておりますけれども、今度、政令指定することによって、早期に発見しなるべく早い段階での淘汰、殺処分ということを行う場合は生乳をずっと出し続けるという画面は想定されないと思っています。

ですので、あるとすると検査をして、その検査結果が出る間に出てしまう少量の生乳、その扱いをどうするのかということですので、少量の生乳の処分、廃棄というのはそれほ

ど難しいことではないのかなと思っております。

○稲垣部会長 よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 堆肥だとか尿だめだとかに処分するという意味合いでよろしいんでしょうか、これ。

○大倉家畜防疫対策室長 23条の仕方については焼却、埋却、消毒ということになりますので、その具体的には消毒というやり方で発酵させてしまうとか、発酵消毒自体も消毒の方法としては認められておりますので、具体的には堆肥の中に流してしまうというようなことは一つの方法になります。

○加藤臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

二村委員さん、お願いします。

○二村委員 私はワクチンについての質問です。ワクチンは予防のために打つと思いますがけれども、効果というのはどれぐらいあるものかということと、それから接種を始めてから効くのにどれぐらいなのか。つまり防疫に対する効果の表れ方というのについて補足していただければと思います。

○稲垣部会長 よろしくをお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 ワクチンについては、予防的といいますか我々発生した際の緊急的なまん延防止のツールとして考えてございます。

効果については、これはワクチンの使用上の用法としては1年に1回接種とありますけれども、緊急的な接種でございますので、継続的に毎年打ち続けるみたいなことというのはちょっとあまり想定してないと思っております。

あとは効き始めるまでにどれぐらいというのは、基本的には3週間たてば十分な抗体が生じると言われています。ただそれより前から抗体自体は上昇すると言われております。

○沖田動物衛生課長 二村委員の御質問はワクチンの効果というものについて、どの程度効果があるのかということだと思います。それに関しては農水省でも情報を公表させていただいている資料がありますけれども、それらを基にしてちょっと御紹介しますと、基本的にこのワクチンはもう長年使われているワクチンです。しかも世界で使われていて、海外では15年以上にわたって使われているようなワクチンで、基本的には非常に有効であって、韓国についてはワクチンを打ったけれども発生が小規模ながら続いているという説明

をしましたけれども、大規模に流行するというのは完全に抑えられて、あとはもうワクチンがうまく打ててなかったとか、そういったことを原因として小規模な再発というのはあるにしても基本的にはワクチンは非常に有効です。

発生数としては大幅に減少する、あるいは一旦打った後は再発までに9か月間ぐらいあったんですけれども、その9か月間は全く発生しない状況になるという状況で、非常に有効なワクチンであるということが分かっています。

それから、接種後の効能が発現するまでには先ほど大倉からありましたとおり、10日から3週間ぐらいかかりますけれども、それで免疫効果が発現してそれはもう十分に効いているというところです。

実際に国内で接種した事例についてのワクチンの効果などについても農林水産省のホームページの方で公表しております。そういったワクチンの効果についても我々もしっかりと宣伝ではないですけれども、情報を共有しながらちゃんとしたワクチンを使えば効果があるんだということを皆さんに御説明してまいりたいと思っております。

○稲垣部会長 オンラインで大津委員さん、お願いします。

○大津委員 御説明、ありがとうございます。

質問というよりは現場からという感じなんですけれども、吸血動物が媒介するというところで私のエリアでヒルがすごく増えています。多分気候変動によるものや高齢化によって消毒ができなくなったことなどが影響しているんですが、野生動物が増えていく中で、今回はランピースキン病でしたけれども、新しい病気、ウイルスみたいなものが発生したときに、こういうプロセスをとっていくんだなということが今回分かりました。

ワクチンが1個で効くというか、これから新しい病気とかウイルスが出てきたときに、ワクチンを幾つも打たなければいけない事態になるのか、そういう複合的な研究というのはされているのかどうかというのを伺いたいです。よろしくお願いします。

○稲垣部会長 御回答をお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 未知のこれまで日本に入ってきていないような病気に対して、例えばアルボウイルスという吸血昆虫を媒介するような疾病については、ずっと長年にわたり動物衛生研究部門、九州支所などが中心になっていろいろなウイルスの検出を試みてきております。

それについて全部ワクチンを打ち続けなければならないかということ、必ずしもそういう

ものではなくて、流行していくもの、それから病原性の強いもの、そういう様々、病原性の強弱がございまして、それにも必要に応じた形でのワクチンの導入というのをやってきております。

たしかにこれまで知られていなかったようなウイルスなんかがとられてきてはいるんですけれども、それによつての経済被害というのは必ずしも大きいものばかりではないので、そういったものの流行のチェックということは必要だと思います。これは国内だけではなくて国外も含めた監視、モニタリングというのをやっていく必要があるかなと思ってございます。

未知のものに対してというのは、全てにおいてワクチンを用意しなければならないということではないですけれども、可能な限り、高齢化の話もありましたけれども、農家の方の省力的な防疫というのができるような形をもちろんなるべく防疫ツールでカバーできるような形も考えるべきかと思ひますけれども、基本的な衛生対策というのは全ての病気において変わりませんので、昆虫だけではなくて媒介するものというのは様々な野生動物とか人、物というものも運び得るということで、基本的なウイルスや細菌に対しての感染症対策というのは今後のには変わらないのかなと思ってございますので、ワクチンだけに頼らない飼養衛生管理というのをも併せてやっていただく必要があるのかなと思ってございます。

未知の病気、新しい病気というものに対してどういうものというのはなかなかこれといったものはないんですけれども、いろいろなものについての情報収集、監視というのは我々も動物衛生研究部門と合わせて継続しているところでございます。

○稲垣部会長　ほか、オンラインの方はないですか。

それでは大体出尽くしたかと思ひます。

それでは、この政令指定等に関する答申案の審議に進みたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

御意見がないということですので、答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について、事務局の方から配布をお願いいたします。

(答申案配布)

○稲垣部会長　では、配布が終わったようでございますので、家畜衛生部会からの答申案について、読み上げをさせていただきます。

答申。

令和7年3月26日付け6消安第7685号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定することについては適当である。

それから、もう1点の答申の方につきましては、令和7年3月26日付け、6消安第7678号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正については適当である。

本、答申案について家畜衛生部会として、決定してもよろしいでしょうか。

御異議がないということで、本答申を農林水産大臣に提出することにさせていただきます。

御審議、ありがとうございます。

続きまして、議事（3）家畜伝染病対策の強化の方向性について事務局の方から御説明をお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 それでは、資料2、家畜伝染病対策の強化について、という資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

家畜伝染病対策の強化については、まず1ページ目を御覧いただければと思います。

4点ございます。鳥インフルエンザ、豚熱、水際対策、ランピースキン病です。4番目のランピースキン病につきましては、ただいま答申を頂きましたこの家畜伝染病予防法の第62条に基づいて政令により指定するということで強化の非常に重要な要素を先ほど御決定していただきましたので、それも含めて、繰り返しになりますので、ランピースキン病につきましては簡単に御説明させていただければと思います。

まずは、鳥インフルエンザからいきます。2ページ目を御覧ください。

鳥インフルエンザの発生の状況でございます。鳥インフルエンザはこれまで何年かに1度散発的に発生するという状況だったんですけれども、最近はシーズン、発生が連続しています。令和6年のシーズン、令和6年冬から令和7年の春にかけてのシーズン、秋から春にかけてをシーズンと呼んでいます。このシーズンが5シーズン連続ということにな

ってございます。

特に、令和4年のシーズン、これはこれまでで最多、家きんの発生が84事例、1,771万羽の発生があったというところでございます。過去のシーズンとの比較が2ページの右側の表とそれからグラフに示してございます。

家きんでの発生については、令和6年のシーズンにつきましては、初発が10月17日、これまで最も早い初発ということになっています。

現時点で家きんでの総発生数は51件、そして殺処分の対象となったのが932万羽ということでございます。特徴としては、年始以降、1月に発生が急増し、特に特定の3県の養鶏集中地域において連続的に発生があったというのが大きな特徴となっております。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年のシーズンの発生に関して専門家による疫学の検討会を開催して、議論していただきまして、今シーズンの発生に関する特徴について中間的な取りまとめを行ったものでございます。

まず、発生予防、それからまん延防止に向けては農場の集中地域での対策、あるいは既発農場・大規模農場の対策が重要となるというのが専門家の皆さんの御見解でした。

養鶏密集地域での対策ということですが、そこに1から9まで挙げております。最初の地域一体の対策、家畜保健衛生所や自衛防疫団体が中心となって、地域の農場間で飼養衛生管理について情報交換するなど地域一体となった対策が必要であるということ。

そして、2番目ですけれども、野鳥の誘引を防止することが発生予防、まん延防止に有効である。特に、堆肥舎などはカラス等の野鳥、野生動物を誘引しやすいということになります。特に、堆肥舎の中に家きんの死体や割れた卵、こういったものを捨てると、それが野鳥を誘引する元になりますので、こういったものを適切に処理することが必要で、またその堆肥舎自体を防鳥ネットでしっかり囲うということが重要であるということでした。

それから、異状の早期発見・早期通報が必要ということですが、この集中的に発生した地域の初発についてはいずれも早期の通報という観点からはいささか遅かったのではないかと専門家の御見解、そして事実、データに基づいてもやはり少し遅いのではないかとこのように考えられます。こういったことが地域でのまん延を招くということでございますので、早期通報などの重要性を地域全体で認識することが重要ということでございます。

また、5番目にある塵埃（じんあい）を介したウイルスの侵入防止対策、これは今回の6年のシーズンで集中発生した地域というのは、風が強くて乾燥した気候の条件下において発生が多発したということで、この塵埃（じんあい）による、風で飛んでいるほこり、その中に羽毛であるとか、そういったものが入っていて、それらがまん延を引き起こしたというふうに考えられます。

したがって、そういった気象条件、こういったものがあるときにはフィルター、細霧装置、不織布を設置するといった一段踏み込んだ塵埃（じんあい）の侵入防止対策が有効であるという御見解でした。

特に、不織布を設置するといったこと、それからもう一つは不織布でなくても消毒薬として液状の消毒薬をまいて、ほこりの飛散防止、これも併せて行うこと、こういったことも有効な対策となるということでした。

それから、野鳥や野生動物の住みかの対策、農場の周囲に野鳥等の住みか、隠れ家となり得るようなところがあると、それが原因となります。そういったものの除去、あるいは農場内にもそういった野鳥や野生動物が隠れてしまう場所がないようにということが重要となるということです。

そういった養鶏密集地域における対策が重要であるということを取りまとめていただきました。

それから、2番目としては、既発農場や大規模農場における対策ということですが、既発農場については過去の発生農場及びその周辺は発生・続発リスクが高いということから、飼養衛生管理の徹底はもとより、発生に備えて準備をするということが重要であるということでした。

それから、大規模農場においては、やはり一旦発生すると殺処分が、卵の生産への影響もありますし、もちろん防疫措置を行う上での負担についても大きなものがあるということから農場の分割に取り組んで殺処分の対象となる家きんを削減するということが有効になるというような取りまとめをいただきました。

次の4ページ目は、ワクチンをめぐる状況ということで、これまでワクチンは基本的な考え方として、現在の鳥インフルエンザのワクチン、その効果の面で制約があるというふうに考えられており、予防的に使用することが困難であると考えております。現行のワクチンの課題として挙げておりますが、感染を完全に防御できずに、感染すると症状が見え

にくくなって発見が遅れる。それから、ウイルス排出が抑えられていないので感染の拡大やウイルス変異の原因となる、こういった課題があります。

また、ワクチンの接種方法についても効率的な接種方法がないことによって、大規模な接種に非常に手間がかかるといったそういった課題もございます。

また、免疫効果が十分に持続しないということもあって、追加接種となるとまたその接種に関するリソースを必要とするといった課題がございますが、国際的に新しいワクチン、予防効果の高い新たなワクチンが開発されてきているということと、それから海外で接種に関して議論がされている、進んでいるといったことが挙げられます。2023年、2年前の国際獣疫事務局の総会で、家きんへのワクチン使用の議論がなされました。

また、ヨーロッパにおいては、病気が定着化している途上国とかそういったところでのワクチン接種ではなくて、定着をしていない比較的獣医組織体制がしっかりしているヨーロッパ、フランスにおいて商用のアヒルを対象としたワクチンの使用を開始いたしました。

また、新たなワクチンの承認、こういったものもヨーロッパで進んでいる。あるいはアメリカにおけるワクチン使用の検討、フランスだけではなくヨーロッパではオランダがパイロットテストを開始する。その他、カナダ、英国等でも議論が開始される。海外の状況も少し変わってきているというか、新しい局面に入っているということがございます。こういったことをしっかりと踏まえた上で、日本でもこのワクチンの使用について、新しいものがあるという前提で技術的な議論をする必要があるのではないかというふうに考えております。

そういったことを踏まえて、鳥インフルエンザの対策のパッケージということで打ち出させていただきます。

5 ページを御覧ください。

今シーズンの疫学調査、取りまとめ、その後の議論等も踏まえて、疫学調査の結果を踏まえた地域の連続発生に対処すること。それから、殺処分による影響をできるだけ減らすということ、こういったことを主眼に来シーズンに向けて対策パッケージを打ち出すということで、これは今後専門家の皆さんに詳細に議論していただこうと思っておりますけれども、方向性としては以下4点を挙げさせていただきます。

使用衛生管理の強化、養鶏の集中地域、過去続発地域、こういったものについてはあらかじめの準備、こういったものをやっていこう、そういった地域を指定してその地域にお

いては特定の準備をする。農家における消毒薬の備蓄、そういったものもありますが、地域ぐるみで野鳥の対策を行う、こういったことをやることによってリスクの高い地域において連続発生、続発、繰り返しの発生、こういったものを防いでいこうということ。

そして、今シーズンの結果を踏まえた塵埃（じんあい）対策。こういったものを飼養衛生管理基準に位置付けていこうということ。

それから、再発農家への改善の確認の強化、あるいは指導について実効性を向上させていこうといったことを考えております。

また、2番目として分割管理についても大規模農場において殺処分による影響を減らすための分割管理については特に大規模な農家で分割管理の検討を義務付けたいというふうに考えています。

先ほどあったとおり20万羽以上となると、地域的に非常に卵の生産への影響もありますし、それから殺処分となるとリソースの動員が必要になるということがありますので、大規模農家においては分割管理の検討を義務付けるといったことで、また一方で導入を更によりやりやすくするために分割管理の運用を見直すということも考えていきたいと思っております。

それから、もう一つはワクチン接種の検討、先ほど説明しましたとおり、新しい動きを踏まえてのワクチン接種の検討、議論を開始するということを考えております。

それから、もう一つはまん延防止に向けた防疫措置の見直しですが、今回の連続発生、都道府県、家保、県の負担が非常に大きかった中ですが、動きとして民間事業者を活用するという、その動きがかなり進みました。これらが更に進んで防疫措置を行うにおいても県の家保などの対応、その負担を軽減していく、そういった観点からも民間事業者の活用を更に進めていく必要があると思っています。こういったことを進めるための対策、対応というものについても考えていきたいと思っております。

2番目は豚熱になります。豚熱につきましては、2018年が最初ですが、今は合計で24都県で99事例が発生しているという状況です。特に、最近では2019年10月のワクチン接種を開始して以降は、発生は散発的ではありますが、年に数件程度は継続して発生しているというような状況になってきています。

特に、今年については群馬県において今年4例、そして千葉県で1例ということで、散発的な発生は続いているという状況です。

この発生の中身なんですけれども、大半はやはりワクチンの効果がしっかり出ているので、コントロールはできていますが、一部ワクチンが適切に打てているかどうか、移行抗体が消失した後の子豚に適時にワクチンが打てているかどうかといったことから、そういった検証が必要になると思います。それが適切にできていない農家においての発生というものが散発的に見られている状況ではないかと思っています。こういったところをしっかりと見ていく必要があるかと思っています。

もう一つの動きとしては、イノシシですけれども8ページ目です。

宮崎県において野生イノシシでの発生がございました。これまで九州は北部で飼養豚、あるいはイノシシでの発生ということでしたけれども、南九州において4月11日に初発があったということで、養豚の主産地である南九州においてやはり豚熱の対策というものの、既に家畜の豚にはワクチン接種が行われているところですが、更にしっかりと豚熱の発生予防をしていかなければならないということでございます。

野生イノシシにおいてはサーベイランスや捕獲を強化する。そして、経口ワクチンを散布する。宮崎県においては都城市の周辺、初発のイノシシの確認された場所の周囲においてワクチン散布、1回目の散布は既に実施、終了、今週にも2回目のワクチン散布をするという状況になっているところです。

あわせて、飼養豚においては先ほど言いましたとおり、適時適切なワクチンの接種、そしてイノシシのウイルスが持ち込まれることがないような飼養衛生管理の再点検が必要であるといった、改めて発生予防の徹底ということが必要となろうかと思っています。

9ページ目ですが、ロードマップの策定につきましては、養豚農業の振興に関する基本方針、4月に公表した基本方針において豚熱については今後現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し清浄化に向けた道筋を示すというふうにされたところです。

これを踏まえまして、以下の考え方に基づいて清浄化に向けたロードマップを策定すべく、今後詳細を検討してまいります。ロードマップの考え方としては、一つございますのは豚熱のワクチン、現在使っているワクチンではなくて、現在開発中のマーカーワクチン、マーカーワクチンというのは野外感染、野外ウイルスの感染でできる抗体と、それからワクチン接種によってできる抗体を識別することができるワクチン、これがマーカーワクチンですけれども、マーカーワクチンを早期に実用化することによって、これで野外感染を

なくすことをしっかりやっていく。飼養豚で野外感染がない状況を確保する。これができますと、国際機関が認める豚熱の清浄国ステータスを回復することができます。その回復を目指していこうということでございます。

もう一つは、殺処分について、豚熱の現行のワクチンについても非常にきちんと打てば有効性は高いというふうに考えております。実際のデータとしてもワクチンを打った例えば母豚であると発生農場、感染農場であっても母豚の感染はほとんど見られないというような状況、こういった実際のデータ、これが2019年10月以降、ワクチンを打ってきて、そういったデータが積み重なってきておりますので、それを基にしてこの殺処分の範囲、これまでやってきた農場内全頭の殺処分というものの範囲の見直しが可能かどうかということとを専門家も含めて検証してまいりたいと考えております。

また、野生イノシシについては、これまでの対策、捕獲の強化、サーベイランス、監視をしっかりと経口ワクチンをまいていくといった対策を続けることによって感染の縮小が可能となればイノシシの感染リスクがない地域から飼養豚のワクチン接種を中止。最終的なロードマップの最後に行き着くところは全国で家畜へのワクチン接種を中止することですけれども、それに向けて野生イノシシの対策を進め、その中でイノシシの感染リスクがない地域から飼養豚のワクチン接種を中止していこうと、こういった道筋を示すロードマップを策定していこうと考えております。

3番目ですが、水際の対策につきましては、もちろん11ページ、12ページにありますとおり、アフリカ豚熱や口蹄疫といった海外の越境性の疾病、国境を越えていくような疾病については引き続き日本の周囲で発生が続いておりまして、侵入のリスクが高い状況でございます。

特に、韓国においては口蹄疫がまた再発しております。こういった状況にありますので、水際については更に侵入防止をしっかりとやっていかなければならないと考えておりますが、13ページにありますとおり、水際においての侵入の状況というものについて、現在の状況は訪日外国人が増加することによって違反品の持ち込みが増加。中には組織的、反復するような悪質と思われる事例も顕在化してきているということで、これらによって病気が国内に侵入するリスクが非常に高いという状況になっています。

この水際検疫の強化に向けた検討会を現在開催して、専門家に御議論していただいておりますが、そういったものも踏まえて法制度面も含めて強化策を考えていかなければなら

ないと思っています。

水際で持ち込みが悪質化しているということと、こういった人たちが最終的に持ち込むのは持ち込む先の一つとして外国人のコミュニティにおける外国食材を扱った食材店、こういったところが持ち込まれた違反品の行き着く先になっています。こういったものがあるということが違反品の持ち込みを誘発しているという状況になっているところなんです。こういったところからまずは水際でしっかりと捕まえるということと、それから外国の食材、国内の既に入ってしまったという実態がございます。こういったところをどうやって防いでいくのか、つぶしていくのかということについては、法制度面も含めた強化策を具体化する必要があるというふうに考えております。

最後がランピースキン病でございます。

ランピースキン病は先ほどの議論でもありましたとおり、現状、届出伝染病として対策をしてきましたけれども、専門家の先生に御議論いただきましたが、それでは限界があるということから法定伝染病と同じ指定にして、同じような対策をとりたいということをやりたいと思っています。今日の会議を踏まえてそういったことを進めていきたいと思っています。

すみません、駆け足になりましたけれども、以上が家畜伝染病の対策の強化に関する御説明でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございます。

4分野にわたる多岐な御説明だったわけですが、これについての皆様方の御意見、御質問を承るわけですが、9ページの豚熱の清浄化ロードマップの策定については、この後、その他の資料3-1、2でかなり詳しくありますので、できればこの部分は簡単に頂ければと思います。

以上の御説明についての御意見、御質問をよろしく願いいたします。

橋本委員さん、お願いします。

○橋本臨時委員 鳥インフルエンザについて、私自身勤務先で大きな発生がありまして、そのときにとられた防疫措置は見事なものだったし、既に農場の経営は再開しておりますから、それ以上に大きな農場で分割管理も今は管轄の家畜保健衛生所と検討を進めております。だから、この資料は全く同意しています。よくまとまっているんですね。疫学検討の中間取りまとめがこうやって箇条書きになって非常によくまとまっている。

私が今日伺いたいのは、本日のこの会議の資料は一般に公開されるものですか。公開されるものですね。利用させていただきたいなと。

私は一民間企業の獣医師に過ぎないですが、鶏病研究会という組織、これは勉強会ですが、けれども、北は北海道から南は沖縄まで全国の多数の公務員獣医師、あるいは民間獣医師、関係者が入っている勉強会です。そこでいろいろなセミナーで、消費・安全局の動物衛生課その他いろいろな先生方にも講演していただいていますし、検討もしていますが、鶏病研究会にはあちらこちらからもお問合せが行政とはまた別の視点から入ります。中には外国からの問合せもあります。

今般、ヨーロッパの某国から問合せがあつて、私は役員ですから私が対応する予定ですが、どういう話かは、こうやって日本の資料はちゃんとO I Eにも報告されていますし、ウェブサイトにもたくさん資料が出ています。それを見てくれと言いたいんだけど、調査する担当の政府の方が日本にいらして、Face à face、つまり面と向かって話をしたい、大使館に来てくれと。お断りするのもなんですから行ってまいります、そのときにこの資料を使わせていただきたいと思います。そういう動きもございます。

きちんとまとまっているし簡潔明瞭なので、多分私自身がその国の言葉に直すことはしなくてもその大使館の職員がちゃんとやるだろうから活用させていただこうと思います。

ありがとうございます。以上です。

○稲垣部会長 そのほかの委員さん、いかがでしょうか。

二村委員さん、お願いします。

○二村委員 鳥インフルエンザの対策についての質問です。ヨーロッパの動きや米国の動きなどは参考になりますが、東アジアや東南アジアの諸国での対策がどのように進んでいるのかということですか、あるいはそれらの国々と地域全体で対策をするようなことは有効なのか、もし有効なのであれば何かそういう動きがあるのかということについて教えていただければと思います。

○稲垣部会長 よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 基本的に東アジア、東南アジアというのは鳥インフルエンザに関しては常在地域というか常に発生しているという状況になっているというふうに認識しています。

もちろん一部きちんとコントロールできている国もあるんですけども、そういった中

では常在しているというところが多いと思います。そういったところの対策はどうなっているかという、やはり基本的には途上国ですので獣医師組織についても脆弱なところがある。それから、リソースにも限りがある。といったことからなかなかコントロールが進んでいなくて、やっているとすれば例えばワクチンを恒常的に打っているというような状況が見られると思います。

そうすると、現行のワクチンでやっているの、なかなか完全に抑えているというよりはむしろ全部きれいにならなくて、しかも病気が残ったままで、裏庭養鶏みたいな、企業的な養鶏もあるのかもしれないですけども、人間のすぐ近くで小規模で養鶏をやっているということから直接ウイルスに人間が接する機会が多い。こういうような状況も見られます。それによって散発的な人間の感染というのも起こっているというのが現状だろうというふうに思っています。

そういった意味で、状況としては日本とはもちろん違うのですが、そういったところの病気をいかに抑えていくかというのは、これは地域での協力的な取組というのが重要になります。例えば、FAOであるとかWOAHであるとか、こういったところが鳥インフルエンザをいかにちゃんとコントロールしていくかということについて、アジアの地域においてもリードしながら対策をしております、日本としてもそういった場面には他国間の協力で支援している。こういった状況になっています。

○稲垣部会長　ほかの委員さん、いかがですか。

米山委員さん、お願いします。

○米山臨時委員　鳥インフルエンザ対策パッケージですけども、これは今後進めていかなければいけないと思っていますが、やはり実際に農場でやっている立場からすると、これからどういうふうに進んでいくかというのはちょっと心配な面もいろいろあります。

例えば塵埃（じんあい）対策もやはり我々が一番心配するのは換気不良になることが非常に心配しています。分割管理についても少しでも殺処分する鳥を減らすという意味ではやはり有効だと思いますが、分割管理は万能ではないです。どうしても分割管理できない農場ももちろんありますし、多大な費用がかかるという場合もありますので、この辺は農水さんも十分承知だと思いますけれども、我々生産者もいろいろ意見をこれから述べていきたいというふうに思っています。

それから、ワクチンについて検討開始していただけるというのは大変有り難いことだと

思っていますが、いろいろやはりハードルも高いし、すぐにというわけにはいかないというのは重々理解しておりますけれども、議論を検討開始していただけるというのは有り難いなというふうに思っております。

○稲垣部会長 コメント、お願いします。

○沖田動物衛生課長 コメントを頂いたので、少しお話しさせていただきます。

正にこのパッケージの中で進めなければいけないことは、行政だけでできることではありませんので、米山委員はじめ生産者の皆さんとはしっかりと議論させていただきながら進めたいというふうに思います。

ただ、今回の発生の状況、こういったものを踏まえた上で、やはり有効なところは何か、こういったことはしっかりと考えていきたいと思います。その一つが塵埃（じんあい）対策です。塵埃（じんあい）対策も不織布一択というわけではもちろんないので、もちろん有効な手段の一つではあるので、そういったものをいかに使っていくのか。それで換気不良とコメントがありましたけれども、そういったことが起こるのであればそれはどうやったら対応できるのか。そういったことも含めてこのパッケージをいかに進めていくかの議論になるのかと思います。

分割管理についても同じだと思います。分割管理は万能ではない。おっしゃるとおりだと思います。全ての事例に当てはまるわけではないので、その中で殺処分の負担というものをどうやって軽減していくのか。こういったことが議論になるだろうと思っています。分割管理についてはもちろん我々も支援もしますし、取り組みやすい運用というものも考えていきたいと思っています。そういった面では現場で日々養鶏をされている米山委員はじめ生産者の方々の意見というのは大変貴重ですので、またお話をさせていただきながら進めたいというふうに思っています。

○稲垣部会長 佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤臨時委員 私も鳥インフルエンザのことで資料5ページの対策パッケージの4番、一番下のところですが、民間事業者の活用ということが書かれていますが、これは具体的にどのようなことを想定されていて、あとまたどの程度のことが現在進められているのか教えてください。

○沖田動物衛生課長 民間事業者の活用というのは、殺処分を行うときにこれまで散発的に何年かに1回起こっているような状況であれば、家保の職員とそれから県庁の職員を動

員して殺処分を行うというので、ある程度それでも対応できたのかなということですが、今回もそうですが連続して発生する、あるいは集中的に幾つも同じ地域で起こる、こういったことになると処分をやる人手がどうしても確保できないということになります。これを解消するために民間の人材派遣を行うような事業者に人を集めてもらってその人を活用して防疫措置を行っていくということ。これが主眼です。

実際、そういう人材派遣を行うような会社の中で、この鳥インフルエンザ、あるいは豚熱もそうですけれども、防疫措置を行うために専門の人ではないですけれども、そういうノウハウを大分積み重ねてきていて、言ってみればすごく慣れた方がいらっしゃって、そういう方を現場に送ってかなりスムーズに殺処分、その後の消毒、そういったことを行っただけという状況になってきています。

こういう事業者の活用、参入していただいて活用していくことが重要だと思っていますので、そこにありますとおとりリストを作るとか、そういう方を含めて防疫演習を行う。各都道府県でやっていただいています防疫演習にそういう方を呼んで幅広く経験知を上げてもらうということを進めていきたいと思っています。

○稲垣部会長　ほかはよろしいですか。

里井委員さん、お願いします。

○里井臨時委員　今の民間事業者の活用というところで、私も質問だったんですけれども、民間事業者さんと連携されるときに募集の仕方というか、どうやってコミュニケーションにとって、どういうふうにして連携される、手段というんですか、逆に民間の方からそういうことをやりたいですといったときに、それが可能なのかも含めてちょっと募集というか連携の仕方をちょっと伺えたらなと思いました。

○沖田動物衛生課長　基本的に鳥インフルエンザが発生したときの防疫措置を行うのは都道府県が主体となって行っています。現在、進められている活用は都道府県とそういった民間事業者との間の契約によって行われます。ですので、事前にまだ発生する前からかなりの数の都道府県が既にそういった民間事業者の方と契約をして病気が起こったときには、これこれこういうことをやっていただきたいので、そのための人員派遣をお願いします。こういった契約を行っています。

そういったものに興味のある方が都道府県にアプローチをしてくるというのが今の状況になっていますけれども、例えば都道府県であまりそういうことが知られていないような

場合には、ほかの県でこういうことが行われていますよということについても情報を共有するため農林水産省もそういった情報共有の支援、お手伝いもさせていただいています。

そこに事業者のリスト化と書いているのは、そういった事業者でこういう人がいらっしゃるよということも含めて、情報が共有できればいいかなというふうに思っています。

○里井臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 日高委員さん、お願いします。

○日高臨時委員 私もこの民間事業者の活用ということで、結局、事業者の人たちが結局殺処分が行われたときに人材を雇用するわけです。その場合に結局不特定多数の人が殺処分に加わる危険性があると思います。ですからその中で、私ははっきり覚えてないですけども、グーグルで見たときに、SNSでそこに従事した人のコメントが出ていたんですけども、見た感じ、はっきり覚えてないので、あまり前向きな意見ではなかったような気がします。

ですから、民間事業者を活用するといってもその事業所に対して都道府県が丸投げ、その事業者は一般の人たちをそこで集めて殺処分に連れていくということはやはり殺処分のスピードが上がるとか、そういうこともなかなか考えられないし、その辺りの丸投げというのとやはり行政がある程度タッグを組んでやるということも必要ではないのかなという感じがするんです。ですから、その辺りはもうちょっと考えられた方がいいのかなというのはちょっと危惧しております。

○沖田動物衛生課長 正にすごく大事な観点だと思っています。

ここに、研修の実施と書いていますけれども、これは先ほど言ったように想定しているのは防疫演習、こういったところに入ってくださいんですけども、もちろん人材を派遣する派遣者の人ももちろん入っていただくというのは重要なんですけども、それはどこまでいけるかというのはまたこれからいろいろ相談しなければいけないと思っていますけれども、例えば防疫演習みたいなところにどういう方を入れるか、実際に入られるような方もいける、そういう範囲も広げることも十分可能だと思っています。

ですので、ただただ丸投げして契約はしたから後はお願いしますみたいなことにならないように、防疫措置というのはこういうものなんですと、こういうことが必要なんですと、そういったところも含めてしっかりと研修、あるいは周知をしながら活用を進める、これは重要な観点だと思っています。

○稲垣部会長 日高委員、お願いします。

○日高臨時委員 宮崎のことをよく出すんですけども、県庁にしても市町村にしても行政の人間、JA、年に1回くらいか2回くらいは防疫演習というのを各地域にいて県の職員が説明するわけです。そういうことを周知しているわけです。

例えば、この民間事業者の研修うんぬんといっても、その殺処分の現場に入るという人たちがみんながそういうことを共有するわけではないですよ。一部の人といったら失礼なんですけれども、その人たちが雇い入れた人たちをどこまで統制できるかという話だと思います。やはりそこら辺りももう少し考えていかないと、20万羽、30万羽と大規模になってくればくるほど人間が増えるわけですから、そこら辺りが大変難しい話が出てくるのではないかと思いますので、そこら辺は十分承知しながらやってもらいたいということです。

○沖田動物衛生課長 御指摘いただいた点をしっかり踏まえながら活用について検討を進めていきたいというふうに思います。

○稲垣部会長 ほかはよろしいですか。

大津委員さん、お願いします。

○大津委員 多岐にわたって御質問が出ていて、網羅されているような気はしますが、今までの指摘で出てこなかった点ということでお話ししたいと思います。これも現場からの意見ということにはなりますが、分割管理、鳥でも豚でも有効であるとは思いますが、もちろんそれに対するコストアップ、手間がかかるということもあります。基本法とか基本計画で合理的な価格形成ということがキーワードとして挙げられていますが、これは消費者にとってはもちろんあまり高くなってほしくないし、今のお米と同じですけども、生産者サイドとしては手間と労力、そして実際の費用が上がっていくという点は本当に難しい問題だなと思います。

いろいろ検討をこれからもしていきますし、支援していきますというお話でしたので、設備投資とかに関してはこれから助成金も出てくるんだと思いますが、基本的に私が知る限りでは家畜に限らず倉庫というのが補助対象にならないんです。でも、機械が増えたり置き場所が増えたり、多少分散させると倉庫は必ず必要なんです。倉庫の建設費用はかなり高額になってきていて、汎用性が高いから倉庫は助成金の対象にならないようなんですが、その規制緩和というか、用途限定とかチェックがあるとしても倉庫まで含めた対策が今後していただけたらなというふうに思います。

○沖田動物衛生課長 具体的な支援の内容、想定されているのはいわゆる施設整備のことだと思いますけれども、具体的な中身についてはやはり我々も予算要求をしていくということは税金を使った予算、法律に基づいて施行される予算事業ですので、そういった一定の制約というものはある程度やむを得ないものがあると思っています。

その中でやはりしっかりと目的に沿ったもの、そして目的に沿った必要なものという観点からは支援していきたいと思っていますが、倉庫がすぐにできるかということこれはまた補助金全体の考え方等もありますので、すぐにできますというのはなかなか難しいところ、制約はあるかもしれませんが、補助金をやる事業を実施する目的、こういったものをよく踏まえた上で、どういったものを支援対象にするかというのは考えていきたいというふうに思います。

○大津委員 もう1点ありました。いいですか。

イノシシについてです。捕獲頭数は増えてきているということを伺っているんですが、農産物への被害とかむしろ里地での野生動物の行動範囲が広がっていると聞いています。全国でそうなのかは分からないのですが、私が住んでいる九州エリアでは山の対策は進んでいるんですが、むしろ犬を飼われている人、ほかの住民の方もいらっしゃるので、罠が里地につけられない、民家が近いところにつけられないなど、野生動物から人とかペットとかに移る可能性がある里地での対策を分けて考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 野生イノシシの対策については、いわゆる鳥獣被害の対策というのとはこれは連携しつつも分けて考える必要があります。我々対策をしているのは豚熱という病気を広げないための対策ということで、連携しつつもある程度分けて考える必要があるかと思っています。

それから、野生動物から例えばペットであるとか人間への病気の伝播というものが考えられるとすれば、その部分はやはり病原体の性質、こういったものを考えて対策を打つ必要があろうかと思っています。

現時点で豚熱の対策としての野生イノシシの対策、捕獲の強化、それから経口ワクチンの散布というものが二本柱ですけれども、こういった対策については豚熱の観点からいかに広げないかということ。あるいは家畜の豚に寄せ付けないかという観点からの対策とい

うことで単純に鳥獣被害とは連携はしつつも、ちょっと分けて考える必要があるかなと思っています。

○大津委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

それでは、その他の豚熱のロードマップの件についての御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、資料３－１と３－２について説明させていただきます。

豚熱ロードマップの策定についてです。先ほど沖田課長の方から伝染病対策強化の中でも触れさせていただきましたので、概要についてはちょっと省略させていただくところもあるかと思いますが、この背景、経緯についてちょっとここを詳細にありますので説明させていただきます。

３－１の背景・経緯でございます。

平成30年９月に26年ぶりに国内で発生した豚熱ですけれども、予防的ワクチン接種を含む各種対策によって、飼養豚での発生数は年間５件程度に減少しつつも感染地域は九州等に拡大するなど依然として流行は継続している状況です。

一方、近年、発生農場での調査や学術研究等によりまして、本病にかかる様々な学術的、科学的・技術的知見が集積されてきております。農林水産省では、令和２年以降、国産の豚熱マーカーワクチンの開発も進めております。こうした中、養豚農業振興に関する基本方針、これは先ほども御紹介がありましたけれども、養豚農業振興法に基づく大臣が定める方針になりますが、この方針の中で豚熱については今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す、という記述が掲載されてございます。

これらを踏まえ、以下の２の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定すべく、今後詳細を検討という流れになります。

２のロードマップ策定の考え方につきましては、先ほどの沖田課長の紹介がございました資料と重複いたしますので、この部分についてはイメージでつかんでいただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、資料３－２を御覧いただきたいと思います。

こちらは横軸が飼養豚に対しての進行を示したもの。縦軸が野生イノシシを示してございます。特に飼養豚の方ですけれども段階を踏んで、フェーズを切ってそれぞれ清浄化に

向けてどういうことを達成したら次のフェーズに進むのかということを示してございます。

まず、飼養豚の一番右端の目標と掲げている青いところ、ここがまずは当面の目標として掲げているところでございます。飼養豚での清浄性について清浄国ステータス再取得するというところを目的に飼養豚での清浄化を進めるということを当面の目標とし、その先、縦軸の野生イノシシ清浄性が達成できれば、上にあります、これも最終目標としては飼養豚へのワクチンの全面中止というところが最終的なゴールの姿になっていく。つまり平成30年に発生するその前の状態に戻す、ワクチン接種が不要な状態、そこに戻すというのを最終的な目標として進めましょうということでございます。

とりあえず当面の目標としての、一番右の清浄国ステータスの再取得に当たって、WOAH、国際機関が定める清浄国のステータス取得の要件というのがございます。それが赤字で示したものがステータス取得の要件になるんですけれども、一番下のところの飼養衛生管理の徹底の括弧にありますとおり飼養豚と野生イノシシ群との適切な措置による隔離というのがまず1点ございます。

これはWOAHの行動の中にも野生イノシシでの感染が認められている中であっても野生イノシシが適切に隔離されている状況であるということと、あとはマーカーワクチンを使用して、サーベイランスで感染抗体陽性豚がいらないということが監視できるということとを合わせてこのステータス取得が可能になっております。

中段辺りにあるマーカーワクチンの適切な接種とある中の、現行ワクチンの使用中止とありますけれども、これで識別、野外株による抗体とワクチンによる抗体との識別が可能なマーカーワクチンを使うことで感染抗体を持った豚がいらないということを監視できる体制を作って、それが12か月間感染が確認されていないということが証明できれば、清浄国ステータス取得ということが可能になりますので、そういう意味ではマーカーワクチンの導入が必須ということになります。

あとは使用豚での発生がないというのを最後の段階では1年間継続するという条件になってございます。

こういった必要な要件を満たすために、こういったアプローチが必要かということを経段的にこういったアプローチをとりながら進めていきたいと思いますということを示したことになります。

今現在が現行というステージにありますけれども、次の第Ⅰ期というステージに進むた

めにはマーカーワクチンの実用化ということがまず一つの要件になります。

マーカーワクチンが導入できれば、この第Ⅰ期というステージに移りまして、この間当然現行ワクチンを打った母豚というのが混在している時期になります。これは入れ替え期に当たるのがこのⅠ期というフェーズになります。このときにマーカーワクチン接種豚を残し、現行ワクチンを接種した母豚の更新が終わるということで、その現行ワクチン接種母豚の更新が終われば次の第Ⅱ期というフェーズに移行するということになります。

このⅡ期はマーカーワクチン接種した母豚のみが存在するステージになりますけれども、その間に今度はこのステージの中で野外株による感染抗体の豚を見つけ出して、その野外抗体を持っている豚というのが存在しないという状況にまで持っていくというのがこの第Ⅱ期のステージになります。

野外感染による抗体陽性豚というのがこの段階でなくなれば、最終的な第Ⅲ期というステージに移行いたします。この第Ⅲ期は最終的なステータス取得に至る清浄確認の期間ということになります。この間、野外感染抗体がないということはこの識別サーベイランスによって証明して、飼養豚での発生が1年以上ないという状態になってWOAHへのステータス申請という流れを考えています。こういったフェーズごとという考えでございます。

あとはこれに加えて、これは必ずしも日本全体でステージを進めるということではなくて、これは地域ごとにも進めていくというアプローチもできるのだろうと考えてございます。

例えば、現在既に北海道ではワクチンを打っていないという状況にはなっておりますので、北海道を切り離した段階で先行してフェーズを進めるということも可能かと思っております。

あとは最終的な目標としては野生イノシシからウイルスをいかになくしていくかということは重要になってございます。まずは横軸を進めていく、野生イノシシの清浄化も進めるということで最終目標のワクチン接種を中止ということに進めたいという姿としております。

当面の注目される取組としては下段の2番目に書いてありますけれども、殺処分範囲の見直しができるかどうかの検討をしましょうというのがございます。これが先ほども沖田課長からの説明にありましたけれども、これまで殺処分前の採材とかを行った上で同居している豚の感染状況などの知見も相当集積されてきてございます。そういったデータを使

って殺処分を行わないでも再感染しない範囲というのがあるかどうかということを今後専門家の議論、これはこの部会の下にあります牛豚等疾病小委の中でも議論を進めていきたいと思っています。

これはロードマップのイメージの御説明でございまして、資料3-1の方に戻っていただければと思います。

最後の3番のところでございますけれども、今後のスケジュールになります。今申し上げたとおり、今後具体的に牛豚等疾病小委員会におきましてこのロードマップの具体案について議論を行っていただきまして、6月中をめどにこのロードマップの考え方を文書化したものを局長通知という形で発出を考えてございます。

この中の殺処分につきましては、様々な制度改正も伴いますので、これはロードマップの発出とはまた別途の形での議論というのを進めていくということになります。

私の方での説明は以上になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

日高委員さん、お願いします。

○日高臨時委員 私としては、宮崎が4月11日に野生イノシシが出たということで、その遺伝子解析とかいうのはもうできているのか。どこ由来なのかということです。

それとそれからここでは60頭をめどにうんぬんという話を書いてありますけれども、多分60頭も捕ってないですよ、宮崎県は。ですから、そこ辺りを、結局野生イノシシを捕獲することによって拡散するうんぬんという議論もありますけれども、その中でどういうふうにしてそこをやっていくのかというのを国の考え方というのをお聞きしたいと思っています。

○稲垣部会長 お願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 1点目の宮崎での野生イノシシの遺伝子解析ですけれども、今、これは動物衛生研究部門のところで鋭意進めていただいております、宮崎のウイルス単独での解析だけではなくて、周辺で最近採れた株との比較をした上での分析を進めてございます。もうそれほど長くかからない段階でお示しできるのかなと思っています。

あと60頭をめどにという、強化サーベイというのを野生イノシシはやっていただいておりますけれども、おっしゃるとおりなかなかこの地域、捕れたものを検査していただい

いますけれども、現時点で捕獲以降、当該陽性イノシシ以外には18頭の検査をして陰性が確認されておりますけれども、可能な限りという形でのサーベイ強化をやっていただいております。もちろん追い回すような形での拡散みたいなことはやる必要はないですし、やるべきではないですけれども、見つけた形、例えば死体を見つけた形、捕獲よりもむしろ死体を見つけた方に適切な報告を頂くということも大事な取組かと思っております。ですので、そういった形の住民の方を含めた周知というのもやることによってサーベイ強化というのを併せて進めていきたいと思っております。

○日高臨時委員 先ほど、委員の方からありましたけれども、今回、宮崎で出たところも住宅地ではないですけれども、山の中ではないということです。ですから、その辺りの問題というのは先ほどの意見の中で住宅地とかそういうところで捕獲するのは難しいでしょうけれども、やはりその辺りの考え方も少し再考をお願いしたいということです。

それともう一つ千葉の発生で、今回レンダーリングが使われました。これからレンダーリングの活用であれだけの大規模なものをやったのは初めてだと思いますけれども、これから先の豚の殺処分の中でレンダーリングを活用していくのかということです。

それともう一つ、今、群馬で4件ぐらいつつ発生しているという、先ほどの鳥インフルエンザではないですけれども、地域に集中しているということが見受けられますけれども、それに対する対策、レンダーリングとそういう連続したところでの地域での対策というのについてお伺いしたいと思います。

○稲垣部会長 よろしくをお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 千葉県での発生に移動式レンダーリングを活用いたしましたけれども、今後も使うのかという意味では今後も活用は進めていきたいと思っております。ただもちろんこれもどこでも使えるというものではなくて、ちょっと写真もありましたけれども、かなりの重量物で大きな面積を必要とします。そういった設置するために必要な場所、あとは運搬先、生成物の運搬先、そういったものも確保できる環境があった上で、このリード式レンダというのは初めて活用可能になりますので、そのどこでも使えるというのではなくて、これも使うに当たっての準備というのは必要になってまいります。

今年度、また移動式レンダはこれまで4台設置していたところに、一昨年度の補正予算によって新たに1台追加いたしましたので、今後その移動式レンダーリングの活用というのはもちろん進めていきたいと思っております。

あとは群馬で続いているということでございましたが、本年になってから立て続けに4例発生してございまして、同じような地域での発生が見られるということで、ちょっとあの地域でどういうことが起きているのかというのは発生時の疫学調査というのをやったんですけれども、それとはまた別の形でちょっと県ともこれから何ができるかというのは一緒に考えて対策を講じていきたいと思ってございます。

先ほど、生成物の取扱いをちゃんと確保しておく必要があると申し上げましたけれども、できた生成物についてはこれは密閉容器に入れまして、その密閉容器は焼却施設に運んで最後は焼却処分をしておりますので、その焼却できる施設というのも当然ながら事前に話ができているという条件が必要になっております。

○日高臨時委員 レンダリング装置、いつも聞くとそうやって広い土地が必要というお答えなんですけれども、それをもう少しコンパクトにやるということは国の方は考えてないんですよね、開発に対して、もうちょっとコンパクトにできないのかと。

それから、ロードマップについてですけれども、殺処分の範囲の見直しの検討をなるべく早い時期にやってもらいたいのが一つです。

あとはマーカーワクチンの現状、どのくらいを目途として開発ができるのかということをお聞きしたいと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 レンダの土地がある程度必要だということですが、これはちょっとコンパクトにするというのは、やれないわけではないと思いますけれども、コンパクト化すれば当然ながら処分量、処分スピードとの相殺になってくるかと思うので、そういった殺処分をやるためのスピードというのも併せて考えるとちょっとコンパクト化することというのと、何を優先するかということになってこようかと思います。

ゆっくりでいいから小さくてというのが本当に殺処分として適切かというのは一つ考え方としては、導入に当たってそういう開発をするべきなのかという検討は必要かなと思っています。

あとちょっとロードマップの殺処分の範囲の検討ですけれども、おっしゃるとおりこれもなるべく早い段階での検討というのを進めていきたいと思っています。その上で、技術的にやれることと、制度的な面での改正の必要性というのもありますので、そういった両面でできるだけ早い時期に結論が得られるように進めていきたいと思っています。

あとはマーカーワクチンですけれども、これも先ほどの資料にも御紹介がありましたけ

れども、今、レギュラトリーサイエンス事業の中での研究というのが引き続き行われております。これも明確にいつ頃というところはお示しは今は難しいですが、こういったロードマップを示すことで、次なるフェーズに移るための大事なツールになってございまして、これもできるだけ早くにやっていただけるように、これは研究開発面、それからメーカーの方の協力も頂かないといけませんので、そういった関係者の方の協力も頂きながらなるべく早期の導入を進めていきたいと思っております。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

オンラインの委員の方、よろしいですかね。

ちょうど時間も終了時間を過ぎておりますので、これで全ての議事を終了したということで事務局の方に進行をお戻しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡邊調査官 稲垣部会長、ありがとうございました。

皆さん、本日は熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございました。

ここで審議官の郷より御挨拶を申し上げます。

○郷審議官 皆さん、今日はお忙しい中、また長時間にわたり熱心に御議論いただきましてありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

本日頂きました答申を受けまして、速やかにランピースキン病の政令指定につきまして、そこに向けたパブコメですとか手続を進めまして、先ほど来御説明申し上げておりますけれども、7月末の施行に向けて手続を進めてまいります。

また、具体的な防疫対応についてはこれと合わせて専門家の意見等も聞きながら防疫対策要領を間に合うように改正してまいりたいと考えております。

また、家畜伝染病対策の強化の方向性、本日鳥インフルエンザ、あるいは豚熱のロードマップについて御議論いただきました。今後、都道府県への意見照会をしっかりとやらせていただきますとともに、牛豚等疾病小委員会においても議論を進めさせていただきました上で指針等の改正を進めてまいりたいと考えております。

改めまして、本日は長い時間熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。引き続きの御協力、御議論、よろしくお願いいたします。

○渡邊調査官 それでは、以上をもちまして食料・農業・農村政策審議会第72回家畜衛生部会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

午前 11 時 58 分 閉会